

- ・要支援認定された方の地域包括支援センターとの相談支援の連携について
- 町から要支援認定結果の情報共有はされている。さらに、地域包括支援センターから架電フォローし加えて、要支援認定通知に通所型サービスC（ふれあい元気教室）のチラシを同封し通所型サービスCに繋げるなどのフォローは行っている。また、認定結果の送付文書にあわせ、地域包括支援センターの案内文を同封し「非該当」についても、地域包括支援センターからの連絡や、ケアマネジャーへの相談もある。
- ・事業を実施した結果の良かった点、今後の課題等について
- 地域ケア会議の開催について、困難事例の定義に基づき今年度は、地域ケア会議の回数を増やしている。来年度に向けては、地域課題の抽出を積極的に行い、地域ケア会議の開催回数を更に増やしたいと考える。
課題としては、地域との接点がまだまだ少ないと思っている。来年度は自治会等、地域との連携を深め各地域の困りごとなどを掘り起こしながら、地域との結びつきを強くし、出張相談の機会を増やしたいと考える。
- ・地区福祉委員会へのアプローチについて
- 一部の地区へは出向いている。

(意見)

- ・そういうところにアプローチしたほうが、地域との連携に繋がると考える。

案件②令和7年度の事業計画・収支予算（案）について

- 「地域包括支援センターやさか」説明
- 審議結果
 - ・以下の審議内容のとおり、質疑・意見があり、この意見に基づき、事業計画（案）を修正し、次回開催の高齢者保健福祉推進委員会へ報告を行う。
- 審議内容
 - ・1名増員に伴う委託料の増額による今年度の事業効果や強化したポイントについて
 - 社会福祉士を1名増員し、生活支援コーディネーター専従として配置
 - ・事業計画の中の生活支援コーディネーターの仕事について

(意見)

- ・1名加配の記載
- ・この計画内容と加配職員の仕事量について
- 生活支援コーディネーターだけではなく、ケース会議等にも対応している。

(意見)

- ・資料にわかるように記載していただきたい。
- ・地域課題の抽出について
- 個別ケア会議の回数が少なく、地域課題の抽出までは至っていない。
独居かつ認知症ケースの増加

(意見)

- ・アプローチをかけるときに、社会的にかけると保健医療からのアプローチのかけ方は若干違う。特に地域課題というのは、熊取町の地理的な特色（坂道が多いなど）そういった事も捉えながら特色を抽出し、アプローチの仕方を整理したうえで、関わらないとケア会議を開いても論点がずれてしまう恐れがある。

(意見)

- ・認知症でも、地域で安心して暮らすことを考えていると思うが、実際に認知症の方本人の声が聴けているのかなと思う。

認知症の方の不安を言えば、今まで繋がっていた関係がうまくいかず少しずつ関係が切れ、最後は自宅で心身共に閉じこもってしまうことだ。本人の声を聴く支援があればいい。

案件③指定介護予防支援の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について

- 「地域包括支援センター」説明
 - 審議結果
 - ・5業所の追加
 - ・令和6年7月31日付で委託終了した1事業所の削除
 - ・委員全員の挙手により承認。
- 次回の高齢者保健福祉推進委員会へ報告を行う。

案件④その他

- 特になし

8. 審議会の情報	名称	【高齢者保健福祉推進委員会専門部会】 地域包括支援センター運営部会
	根拠法令等	高齢者保健福祉推進委員会規則 地域包括支援センター運営部会設置要綱
	設置期間	平成28年7月4日～
	所掌事項	地域包括支援センターの適切な運営、公正中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営に関する事務。
	委員数	10名以内
9. 担当課	介護保険課	